退会(退会一時金)

常務理事	局長	局次長	係員	

年

月

 $\exists$ 

## 脱退届

記入日 西暦

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会 会長 下記のとおり、共助会を脱退するため届出します。 代表者印(公印) 施設番号 施設•団体名 代表者氏名 加入者番号 加入者氏名漢字 加入者氏名カナ 氏名変更ありの場合 ※脱退とあわせて氏名変更がある場合は、この「脱退届」とあわせて必ず、様式第16号 レ点チェック の「氏名変更届」を提出してください。この「脱退届」は「新しい姓」でご提出ください。 ※月の途中で脱退する場合も、末日扱いとなり 脱退(退職、死亡、退会)年月 年 月末 西暦 20 ますので、ご注意ください。 【以下、確認のうえ、レ点チェックしてご提出ください。チェックがない場合、受付できません。】 □ 上記の加入者には返済中の貸付金はありません。 (返済中の貸付金がある場合は、この様式では届出ができません。「脱退・貸付金の相殺届」をご提出ください。) □ 退職一時金等の支給の有無を確認しました。支給がある場合には、様式第15号の「退職一時金等受給申請書」 とあわせて提出します。(あわせて提出できない場合は、必ず共助会にご連絡ください。) □ 脱退の区分について下表で確認し、いずれかにチェックしました。この届出について虚偽はありません。 区分 区分詳細 退職(退職一時金) 普通退職のほか、雇用形態の変更、解雇等を含みます。 死亡(遺族一時金) 死亡退職の場合。支給がある場合には、相続税の対象となります。 

施設・団体での勤務は継続するが、共助会だけを退会する場合。
※退会の場合は、必ず事前に共助会にお問い合わせください。

70% の額の支給となります。 ※退会一時金は一時所得となります。

※退会を選んだ方で支給がある場合は「退会一時金」となります。その場合、退職一時金の